

令和 7 年 8 月 4 日

## 告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、白鷺ジム所属ボクサーである木村文祐（ライセンスNo.41572）選手を令和 7 年 8 月 2 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

理由： 白鷺ジム木村文祐選手は、令和 7 年 8 月 3 日の試合の前日計量において計量失格となり、試合がキャンセルとなった。

このことは競技スポーツとしてのプロボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は木村文祐選手を令和 7 年 8 月 2 日より 1 年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、白鷺ジムのマネージャーである松本剛（ライセンスNo.18345）氏を戒告処分とする。

理由：松本剛は上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負う義務がある。

以上  
一般財団法人日本ボクシングコミッション